

## 募集等に係る株券等の顧客への配分に係る基本方針

制定 平成 18 年 6 月 30 日

ジェービック証券株式会社

1. 当社は、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し(以下「募集等」といいます。)に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに応じつつ、適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
2. 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の申込動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公平かつ公正な配分に努めることを基本方針としております。  
なお、
  - ・ 当社はブックビルディングに基づく需要の申告のお取扱いはしていません。
  - ・ 当社は新規公開銘柄のうち、取扱わない銘柄がございます。取扱銘柄については、ジェービックグループのホームページ (<http://www.jvic.co.jp>) および本店の店頭においてお知らせいたします。
3. 当社では、次に掲げる方針に従って、募集等に係る株券等のお客様への配分を行います。なお、機関投資家等のお客様につきましては、申込状況などを考慮の上、適切な配分に心がけております。

### (1) 新規公開株の場合

- A. 配分の申込は、本店において対面又は電話で受け付けます。
- イ. 配分の申込の受付期間、受付方法、抽選等の当社における配分の要領を加えた情報は、その銘柄の受付期間開始より終了までの間、ジェービックグループのホームページおよび本店の店頭においてお知らせいたします。

新規公開株の個人のお客様への配分は、配分の機会を公平に提供するため、原則として一定割合について抽選により配分先を決定いたします。

新規公開株の抽選は、次の要領で行います。

抽選は、配分の申込のうち、個人のお客様からのものを対象に、抽選日(発行価格決定日の午後 4 時以降)に当社が行います。この場合、当社が配分する数

量のうち、個人のお客様への配分予定数量の10%を当該抽選に付すことといたします。

なお、できるだけ多くのお客様に配分が行われるよう、一のお客様からの抽選の申込量は1単位、一のお客様への当選数量は1単位としております。抽選にあたっては、抽選対象となる配分の申込みに番号を付し、その番号を対象に抽選を行います。

抽選の結果、当選しなかった場合は、原則として当該申込みの効力はなくなったものとみなし、抽選以外の方法により決定する配分先の対象となることはありません。

抽選に当選されたお客様には、抽選日から翌営業日にかけて、当選の旨および払込みの要領を電話又は電子メールでお知らせいたします。

当選されなかったお客様には、その旨の御連絡はいたしませんので、あらかじめ御了承下さい。

抽選は、次に掲げるような場合には、抽選による配分を採用しない若しくは中止することがございますので、あらかじめ御了承下さい。

- イ. 個人顧客の配分の申込数量が、当社における個人顧客への配分予定数量と同量またはこれに満たない場合
- ロ. 抽選の申込数量が、当社における抽選数量と同量またはこれに満たない場合
- ハ. 抽選を行う数量が5単位に満たない場合

(2) 新規公開株の抽選によらない配分につきましては、次の事項を総合的に勘案し、配分することとしています。

- イ. お客様と当社との取引状況
- ロ. お客様の証券投資についての知識、資力
- ハ. お客様の証券投資経験
- ニ. お客様の新規公開株式のリスクの理解
- ホ. お客様の投資方針

(3) 新規公開株以外の場合

株券以外の有価証券の新規公開に際しての配分、既公開株等の配分および個人のお客様以外のお客様への配分(以下「その他の配分」という。)につきましては、お客様のニーズを的確に勘案した上で、上記(2)事項を勘案し、配分することとしています。

4. 当社は、過度な集中配分および不公正な配分とならないよう、以下に掲げる基準を設け、配分を行うこととしております。

ア.原則として、前回新規公開株の配分を行ってから、次の配分を受けられるまでに 3ヶ月間のインターバルを設けております。

イ.抽選によらない方法による配分につきましては、原則として、お客様一人あたりの配分について、上限は 10 単位としております。

5. 配分先は配分の申込をなさったお客様の中から決定いたします。(新規公開株の抽選による場合については、3.(1) を参照) ただし、お客様から申込みがなされた数量が、当社の配分予定数量に満たない場合には、申込みをされていないお客様にも、当社とのお取引の状況等を勘案し、勧誘を行った結果、配分を行うことがあります。

6. 個別の事案において、5.までにお示した内容と異なる方針で配分を行う場合は、その変更の理由とともに、3.(1)イ.に併せてお知らせいたします。

7. 当社におきましては、顧客の損失を補填しまたは利益を追加する目的での株券等の配分を行わない等、証券取引法や自主規制団体の規則を遵守することはもとより、  
発行会社が指定する者                      当社の役職員                      当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者                      暴力団員および暴力団関係者、いわゆる総会屋等                      社会的公益に反する行為を為す者                      への配分を行わないこと                      同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について、社内規則に明記し遵守に努める所存であります。  
なお、配分の申込みがこれらに該当するお客様からのものであることが判明した場合、その申込はお受けいたしません。

8. 以上のような配分の基本方針に基づき、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

以 上